

大阪府消費生活センター 11月の相談件数（速報値）

相談件数 580件（対前月比7.3%減、対前年同月比4.5%減）

全体 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	紳士・婦人洋服	29件
2位	賃貸アパート・マンション	25件
3位	化粧品	22件
4位	移动通信サービス	19件
5位	健康食品	17件

- ・1位の「紳士・婦人洋服」については、29件のうち24件がインターネット通販(フリマサービスを含む)の相談でした。
- ・2位の「賃貸アパート・マンション」については、退去に関する相談が25件のうち12件でした。原状回復費用に関する相談がめだちました。
- ・3位の「化粧品」に関する相談については、シャンプーや毛染めトリートメント、美容液等の「定期購入」の相談が22件のうち18件でした。「お試しだけのつもりで注文したところ、定期購入になっており解約できない」といった相談が寄せられました。
- ・4位の「移动通信サービス」については、格安スマホへの乗換えや格安プランに関する相談がめだちました。
- ・5位の「健康食品」についてはダイエットサプリ等の「定期購入」の相談が17件のうち14件でした。3位の「化粧品」と合わせると「定期購入」に関する相談は合計32件で、依然として多くの相談が寄せられています。
- ・新型コロナウイルス関連の相談は17件で、11月の全相談件数の2.9%でした。相談内容としては、「スポーツ・健康教室」（コロナウイルス感染症の影響で通えなくなったので解約できない等）についての相談が2件、「整体」（ワクチン接種の痛みを取るために行ったのに、痛みがひどくなった等）についての相談が2件等でした。

65歳以上 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	工事・建築	8件
2位	アダルト情報	7件
3位	移动通信サービス	6件
4位	健康食品	5件
5位	行政サービス	4件

- ・1位の「工事・建築」については、「高齢の両親が、突然家を訪問してきた事業者と、高額な屋根工事の契約をしていた」等、8件のうち6件が訪問販売に関する相談でした。

訪問販売に関するアドバイス

- ・「訪問販売」は、法律に定められた書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできます。クーリング・オフした場合は、施工後でも、費用を支払う必要はありません。
また、クーリング・オフ期間を過ぎた場合でも、嘘の説明を受けて契約した（不実告知）など、販売方法に問題があれば、「特定商取引法」や「消費者契約法」で取消しできる場合もあります。
「無料点検」を口実に消費者宅を訪問し、消費者の不安をあおって契約を勧誘する「点検商法」には、シロアリ駆除、羽毛ふとん、消火器、耐震診断、屋根工事、床下換気扇、外壁塗装工事などの事例があります。
点検の後「このままでは大変なことになる」などと言われても、すぐに契約せずに、何社か見積もりを取って、よく検討し納得したうえで契約するようにしましょう。

消費生活相談窓口

消費者ホットライン188番（局番なし）
府内市町村の消費生活相談窓口は[こちら](#)